<u> 个リ</u>	<u> 川1</u>	斗金/ 松石14	9月组			, ±		F10月1日 改止	
- 0					金額 (単位:円) 午前 午後 夜間 全日				
	区分					午後	夜間	全日	
					9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00	9:00~21:00	
	第1体育	入場料等を 徴収しない とき		全部を使用するもの	3,020	6,060	6,060	13,650	
			平日	2分の1の面積を1単位として使用するもの	1,500	3,020	3,020	6,820	
				3分の1の面積を1単位として使用するもの	990	2,010	2,010	4,540	
			土曜日 日曜日·休日	全部を使用するもの	4,540	9,090	9,090	20,480	
				2分の1の面積を1単位として使用するもの	2,270	4,540	4,540	10,230	
	育館			3分の1の面積を1単位として使用するもの	1,500	3,020	3,020	6,820	
	ДД	入場料等を	平日 土曜日·日曜日·休日		6,060	12,140	12,140	27,310	
		徴収するとき			9,090	18,200	18,200	40,970	
	育館	入場料等を 徴収しない とき	平日	全部を使用するもの	1,500	3,020	3,020	6,820	
			十口	2分の1の面積を1単位として使用するもの	750	1,500	1,500	3,400	
_			土曜日 日曜日·休日	全部を使用するもの	2,270	4,540	4,540	10,230	
団体				2分の1の面積を1単位として使用するもの	1,130	2,270	2,270	5,110	
利		入場料等を	平日		3,020	6,060	6,060	13,650	
用		徴収するとき	土曜日·日曜日·休日		4,540	9,090	9,090	20,480	
л	第3体育館	入場料等を 徴収しない とき	平日	全部を使用するもの	870	1,760	1,760	3,980	
			十口	2分の1の面積を1単位として使用するもの	490	870	870	2,030	
			土曜日	全部を使用するもの	1,380	2,640	2,640	6,030	
			日曜日·休日	2分の1の面積を1単位として使用するもの	750	1,380	1,380	3,170	
		入場料等を		平日	1,760	3,530	3,530	7,960	
		徴収するとき	土曜日·日曜日·休日		2,770	5,300	5,300	12,050	
	管理棟		第1会議室 第2会議室		2,510	3,270	4,150	8,980	
		会議室			1,630	2,390	3,020	6,350	
			第3会議室		870 1.630	1,250	1,500	3,300	
			研修室			2,390	3,020	6,350	
			和室			870	990	2,370	
		一般(1人につき)			150	150	150	410	
個	トレーニング室 中学生・高校生(1人につき) 一般(1人につき) 中学生・高校生(1人につき)			50	50	50	120		
仙人				月間利用料金 1,640					
人利用				月間利用料金 540					
	<td <="" color="block" rowspan="2" th=""><th>210</th><th>210</th><th>_</th><th></th></td>			<th>210</th> <th>210</th> <th>_</th> <th></th>	210	210	_		
					100	100	_		
	中学生・高校生(1人につき)				50	50	_		
	附属設備等				附属設備及び備品等については、市長が定める額とする。				

1.使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。 2.スポーツ興行を目的とする場合の利用料金は、使用しようとする者が市内である場合の利用料金に5を乗じて得た額とする。

4.冷暖房設備等については、市長の定める額とする。

利用料金/照明設備(1時間あたり)

(単位:円)

区分	第1位	育館	第2位	育館	第3体育館		
区分	全面使用	半面使用	全面使用	半面使用	全面使用	半面使用	
Α	6,290 (6,930)	2,450 (2,660)	1,700 (1,910)	840 (950)		_	
В	3,410 (3,730)	1,480 (1,590)	1,050 (1,170)	530 (630)	310 (310)	150 (210)	
С	1,480 (1,590)	950 (1,050)	630 (740)	310 (410)	150 (210)	100 (100)	
ハンドボール用	950 (1,050)		_				
テニス用 B		1,570 (1,670)	_				
テニス用 C		950 (1,050)	_			_	

※ ()内は夏季(7.8.9月)の料金です。

利用料金/庭球場

				金額	(単位:円)	
区分				午後	全日	
			6:00~12:30	12:30~19:00	6:00~19:00	
用 入場料等を徴収しないとき 1面 み) 入場料等を徴収するとき			1,500	1,500	2,420	
			4,540	4,540	7,280	
当日	一般(1人につき)		310	310	520	
	高齢者【満65歳以上】(1人につき)		210	210	340	
	小学生/中学生/高校生(1人につき)		100	100	150	
年間 定期券	一般(1人につき)		10,550			
	高齢者【満65歳以上】(1人につき)		7,370			
	小学生/中学生/高校生(1人)	こつき)	3,510			
	当日 年間 定期券	入場料等を徴収するとき 一般(1人につき) 高齢者【満65歳以上】(1人についます) 小学生/中学生/高校生(1人につき) 年間 定期券 高齢者【満65歳以上】(1人についいで生/中学生/高校生(1人についます)	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき 1面 1,500 入場料等を徴収するとき 4,540 当日 一般(1人につき) 310 高齢者【満65歳以上】(1人につき) 210 小学生/中学生/高校生(1人につき) 100 年間 高齢者【満65歳以上】(1人につき) ご期券 小学生/中学生/高校生(1人につき)	入場料等を徴収しないとき 入場料等を徴収するとき1面1,5001,500入場料等を徴収するとき4,5404,540当日一般(1人につき)310310高齢者【満65歳以上】(1人につき)210210小学生/中学生/高校生(1人につき)100100一般(1人につき)10,550高齢者【満65歳以上】(1人につき)7,370小学生/中学生/高校生(1人につき)3,510	

^{3.}特別の理由により市長が必要と認めたときは、利用料金を1時間単位で計算することができる。この場合において、1時間未満の端数はこれを 1時間とし、利用料金に10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。